第九十七条第一項第二号	の規定	（特別措置法第十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第一項第三号	）の規定	）（特別措置法第十八条第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定
第九十七条第一項第四号	）の規定	）（特別措置法第十八条第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

を

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項五十条第一項
第百五十五条の四十三第二項第四号	及び地方法人税の額	、地方法人税の額

を

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項五十条第一項

に改める部分を除く。）平成二十八年四月一日

三　第十三条第一項の表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項の改正規定　平成三十年一月一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第五十条第一項及び第三項、第五十二条第二項第二号及び第四号並びに第六十三条第十六項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別法人税に関する政令（平成二十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条及び次条において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第三項中「第六十八条の九第十一項（平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第七条第三項中「、平成二十四年改正法」を「及び平成二十四年改正法」に改め、「及び平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定」を削り、同条第四項中「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第三項」に改め、同条第五項を削る。

第十条第一項の表法人税法施行令の項中

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項五十条第一項
第百五十五条の四十三第二項第四号	及び地方法人税の額	、地方法人税の額

を

第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項五十条第一項

に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の表の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十四号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項及び第八十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三の見出し中「特定駐留軍用地内の土地」を「特定駐留軍用地等」に改め、同条第一項中「第十四条第一項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する個人が、同法第十六条第一項の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う同条第二項に規定する地方公共団体等に当該土地」を「第十六条第一項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の土地（同法第十八条の三第三項の規定により同条第一項において準用する同法第十四条第一項の規定によりされたものとみなされた届出又は同法第十八条の三第四項の規定により同条第一項において準用する同法第十五条第一項の規定によりされたものとみなされた申出に係る土地を含む。以下この項において「特定駐留軍用地等」という。）を有する個人が、当該特定駐留軍用地等についての同法第十六条第一項の買取りの協議（以下この項及び次項において「買取協議」という。）に基づき、当該買取協議を行う同条第二項（同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する地方公共団体等に当該特定駐留軍用地等」に改め、同条第二項中「同項の土地の買取りの協議」を「買取協議」に改める。